

船橋市市税等徴収事務指導員設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市税等の滞納整理事務の円滑かつ適正な運営を図るため、市税等徴収事務指導員(以下「指導員」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

(委嘱等)

第2条 指導員は、国税の徴収事務に長年従事し、国税の滞納処分に関し相当の専門的知識を有する者の中から市長が委嘱する。

2 指導員の委嘱期間は1年とする。ただし、年度の途中で委嘱する者の任期は当該年度末とする。

3 指導員は、市長が必要と認めた場合に再任される。

(職務)

第3条 指導員は、次に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 財産調査、差押、執行停止処分及び換価(公売)処分に関する方法等の職員に対する指導
- (2) 困難事案に関する解決方法の職員に対する指導
- (3) 滞納整理に関する職員研修の実施
- (4) その他、債権管理課長が必要と認める業務

(服務)

第4条 指導員は、その職務を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、この要領に定めるもののほか、市長の指示に従わなければならない。

(個人情報の保護)

第4条の2 船橋市個人情報保護条例(平成17年船橋市条例第6号)第10

条第1項、第13条及び第14条第1項本文の規定は、指導員について準用する。

2 前項に定めるもののほか、指導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報記録された文書等を職務目的外で複写し、又は複製しないこと。

(2) 執務場所以外への個人情報の持出しを行わないこと。

(勤務日等)

第5条 指導員の勤務日数は原則として、1週間につき2日とし、勤務日は市長があらかじめ指定するものとする。

2 指導員の勤務時間は、午前9時30分から午後4時30分までとし、正午から午後1時までを休憩時間とする。

(報償)

第6条 指導員の報償は、1日につき17,000円とする。ただし、現地調査で出張したときは、かかる経費を考慮した額を加えて支払うことができる。

2 報償の計算期間は、月の初日から月の末日までとし、翌月の17日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、繰り上げて支給する。

(災害補償)

第7条 指導員が職務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償する。

(解職)

第8条 市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指導員を解職することができる。

(1) 退職を申し出たとき。

(2) 勤務実績が良くないとき。

(3) 心身の故障等により職務遂行に支障があるとき。

(4) 第4条又は第4条の2に規定する服務に違反したとき。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。